

令和2年度事業報告書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 31 日

学校法人名 大阪信愛女学院
学校法人所在地 大阪市城東区古市2丁目7番30号

監査報告書

令和 3 年 5 月 19 日

学校法人 大阪信愛女学院

理 事 会 殿

評 議 員 会 殿

学校法人 大阪信愛女学院

監 事 大 西 雅 也



監 事 石 田 一 成



私たちは、学校法人大阪信愛女学院の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人大阪信愛女学院寄附行為第 10 条に基づいて、同学院の令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を実施いたしました。

結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事、及び法人が設置する学校の責任者から業務の内容を聴取し、財産目録及び計算書類のほか重要な決裁書類を閲覧する等、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

2. 監査の結果

令和 2 年度の計算書類を監査した結果、同書類はいずれも正確に計上され、学校法人会計基準に則って正しく計算処理されています。また、理事会及び評議員会には監事が常に出席し、かつ随時必要な意見を述べています。

以上より、学校法人大阪信愛女学院の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく適正であると認めます。

以上

令和 2 年度 事 業 報 告 書

1. 法人の概要

(1) 設置する学校・学部・学科等

①学校法人名

学校法人名	理事長名	所在地	電話番号	教育事業創設日	法人設立認可年月日
大阪信愛女学院	岩熊 美奈子	大阪市城東区古市2丁目7番30号	06-6939-4391	明治17年4月1日	昭和26年3月13日

②設置学校一覧

学校名	学・校・園長名	所在地	電話番号	学校設置認可年月日
大阪信愛学院短期大学	高井 明德	大阪市城東区古市2丁目7番30号	06-6939-4391	昭和34年1月20日
大阪信愛学院高等学校	柿山 節子	大阪市城東区古市2丁目7番30号	06-6939-4391	昭和23年4月1日
大阪信愛学院中学校	柿山 節子	大阪市城東区古市2丁目7番30号	06-6939-4391	昭和22年4月1日
大阪信愛学院小学校	岩熊 美奈子	大阪市城東区古市2丁目7番30号	06-6939-4391	昭和27年1月11日
大阪信愛学院幼稚園	古堅 照子	大阪市城東区古市2丁目7番30号	06-6939-4391	昭和19年7月19日
大阪信愛学院保育園	脇山 ミネ子	大阪市城東区古市2丁目7番30号	06-6939-4391	平成26年4月1日

③設置学科一覧

学校名	学科名	所在地	電話番号	学科設置認可年月日
大阪信愛学院短期大学	子ども教育学科	大阪市城東区古市2丁目7番30号	06-6939-4391	昭和34年1月20日
大阪信愛学院短期大学	看護学科	大阪市鶴見区鶴見6丁目2番28号	06-6180-1041	平成20年10月31日
大阪信愛学院高等学校	全日制課程普通科	大阪市城東区古市2丁目7番30号	06-6939-4391	昭和23年4月1日

④設立の目的等

○設立の目的	教育基本法および学校教育法に従い、カトリック精神に基づき、誠実謙虚で社会の福祉に貢献する有能な人物を育成することを目的とする。
○建学の精神	キリストに信頼し、愛の実践に生きる「互いに愛し合いなさい。」
○教育理念	一人ひとりが、神から与えられている能力を十分に開発し、人々を愛し、人に仕えながら、自己教育を続けていくよう導く。
○教育方針	カトリックの精神に基づく人間観を持たせ、一人ひとりが主体性を確立し、それぞれの可能性を最大限に伸ばすよう自己形成を図る。また、豊かな心を持って、すすんで社会の建設に貢献する明朗で健康な人間を育成する。
○教育目標	1. キリストの教えに根ざした教育 2. 一人ひとりを大切にする教育 3. 能力の開発を目指す教育 4. 自己形成を促す教育 5. 社会貢献への態度を形成する教育
○教育の特色	カトリック・ミッションスクールである本校は、聖母マリアを理想像とし、新しい時代を生きる人間としての成長を目指す教育を行う。
○モットー	「ひとつの心、ひとつの魂」 信頼と愛の心を持って、協働・奉仕の精神に徹する。

⑤学校法人の沿革(概要)等

明治 10(1877)年 7月 6日	経営母体となるショファイエユの幼きイエズス修道会の修道女4名が、フランスより来日(長崎)神戸上陸(同年7月9日) 孤児養育開始(同年7月13日)
明治 17(1884)年 4月 1日	大阪市西区川口町二番地に於いて信愛女学院教育事業創設
	明治21年信愛幼稚園開設、31年正式認可 定員60名、明治41年3月廃園
	明治23年信愛女子小学校創立、33年正式認可 定員160名、明治42年3月廃校
明治 41(1908)年 4月 7日	大阪信愛高等女学校設置認可(本科4年制と技芸専修科3年制)
昭和 7(1932)年 10月 15日	大阪市城東区古市(当時旭区(前東成区)千林町453番地)に移転
昭和 16(1941)年 5月 30日	財団法人大阪信愛学園設置認可
昭和 19(1944)年 7月 19日	大阪信愛高等女学校附属幼稚園設置認可
昭和 22(1947)年 4月 1日	6・3制発足 大阪信愛学園中学校開設
昭和 23(1948)年 4月 1日	新制高等学校発足 大阪信愛学園高等学校開設
昭和 26(1951)年 3月 13日	学校法人大阪信愛女学院組織変更認可 大阪信愛女学院高等学校、大阪信愛女学院中学校、大阪信愛女学院幼稚園と校名変更
昭和 27(1952)年 1月 11日	大阪信愛女学院小学校設置認可
昭和 31(1956)年 3月 7日	大阪信愛女学院幼稚園教員養成所設置認可
昭和 34(1959)年 1月 20日	大阪信愛女子短期大学設置認可 保育科入学定員40名
昭和 35(1960)年 5月 4日	大阪信愛女学院幼稚園教員養成所廃止認可
昭和 36(1961)年 3月 10日	大阪信愛女学院短期大学と改称し、家政科増設認可入学定員40名
昭和 42(1967)年 12月 28日	大阪信愛女学院短期大学定員変更 保育科入学定員100名家政科入学定員100名
昭和 45(1970)年 2月 18日	短期大学保育科を初等教育学科に改組、家政科を家政学科に改称
昭和 59(1984)年 4月 1日	教育事業創設100周年を迎える
昭和 62(1987)年 11月 6日	短期大学家政学科を生活文化学科に改称(認可)
平成 2(1990)年 4月 25日	短期大学家政学科廃止
平成 10(1998)年 3月 31日	大阪信愛女学院高等学校収容定員1200名に変更認可。大阪信愛女学院中学校収容定員480名に変更(認可)
平成 12(2000)年 8月 2日	短期大学生活文化学科を人間環境学科に改称(認可)
平成 13(2001)年 3月 30日	大阪信愛女学院小学校収容定員を630名に変更(認可)
平成 18(2006)年 4月 1日	大阪信愛女学院短期大学初等教育学科入学定員を130名に、人間環境学科入学定員を70名に変更(届出)
平成 20(2008)年 10月 31日	大阪信愛女学院短期大学看護学科設置認可 入学定員80名、収容定員240名
平成 21(2009)年 3月 30日	大阪信愛女学院高等学校収容定員を900名に、中学校収容定員を420名に、小学校収容定員を594名に変更(認可)
平成 21(2009)年 3月 31日	大阪信愛女学院幼稚園収容定員を350名に変更(認可)
平成 21(2009)年 4月 1日	大阪信愛女学院短期大学初等教育学科入学定員を120名に変更、人間環境学科の募集を停止(届出) 学院教育事業創設125周年を迎える
平成 22(2010)年 4月 1日	大阪信愛女学院短期大学人間環境学科廃止
平成 24(2012)年 4月 1日	大阪信愛女学院短期大学初等教育学科を子ども教育学科に改称(届出)
平成 26(2014)年 4月 1日	大阪信愛保育園収容定員30名設置認可
平成 27(2015)年 4月 1日	併せて、大阪信愛女学院幼稚園と大阪信愛保育園が認定こども園として認定 認定こども園を廃止し、大阪信愛女学院幼稚園と大阪信愛保育園とを個別に運営 大阪信愛保育園の収容定員を46名に変更(届出)
平成 30(2018)年 4月 1日	設置学校名称を、大阪信愛学院短期大学、大阪信愛学院高等学校、大阪信愛学院中学校、大阪信愛学院小学校、大阪信愛学院幼稚園に改称(届出) 設置保育所名称を、大阪信愛学院保育園に改称(認可) 大阪信愛学院小学校収容定員を420名に変更(認可)、加えて新入生より男女共学化

(2) 当該学校・学部・学科等の入学定員、現員の状況

①学校・学科等の入学・収容定員(令和2年4月1日現在)

学校名	法人合計	大阪信愛学院 短期大学			大阪信愛 学院 高等学校	大阪信愛 学院 中学校	大阪信愛 学院 小学校	大阪信愛 学院 幼稚園	大阪信愛 学院 保育園
		子ども教育 学科	看護学科	計					
1年/3歳/0歳	845	120	80	200	(150)300	(60)140	70	100	10
2年/4歳/1歳	846	120	80	200	300	140	70	120	16
3年/5歳/2歳	740		80	80	300	140	70	130	20
4年	70						70		
5年	70						70		
6年	70						70		
合 計	2641	240	240	480	900	420	420	350	46
学則収容定員充足率%		37.5	107.1	66.9	※()内数は、募集定員。				

②学校・学科等の現員(令和2年5月1日現在)

学校名	法人合計	大阪信愛学院 短期大学			大阪信愛 学院 高等学校	大阪信愛 学院 中学校	大阪信愛 学院 小学校	大阪信愛 学院 幼稚園	大阪信愛 学院 保育園
		子ども教育 学科	看護学科	計					
入学者数		50	73	123	129	18	45		
1年/3歳/0歳	445	52	73	125	130	18	45	122	5
2年/4歳/1歳	503	38	98	136	146	27	61	115	18
3年/5歳/2歳	422		86	86	135	23	51	111	16
4年	24						24		
5年	35						35		
6年	33						33		
合 計	1462	90	257	347	411	68	249	348	39

③学校・学科等の現員(令和3年5月1日参考)

学校名	法人合計	大阪信愛学院 短期大学			大阪信愛 学院 高等学校	大阪信愛 学院 中学校	大阪信愛 学院 小学校	大阪信愛 学院 幼稚園	大阪信愛 学院 保育園
		子ども教育 学科	看護学科	計					
募集定員		120	80	200	150	60	70		
入学者数		20	90	110	109	31	69		
1年/3歳/0歳	447	20	91	111	109	31	69	118	9
2年/4歳/1歳	461	50	88	138	123	15	46	121	18
3年/5歳/2歳	426		72	72	140	27	58	111	18
4年	48						48		
5年	25						25		
6年	35						35		
合 計	1442	70	251	321	372	73	281	350	45

(3) 役員・教職員の概要

①教員及び職員数(令和2年5月1日現在)

学校名	法人合計	法人部門	大阪信愛学院 短期大学			大阪信愛 学院 高等学校	大阪信愛 学院 中学校	大阪信愛 学院 小学校	大阪信愛 学院 幼稚園	大阪信愛 学院 保育園
			子ども教育 学科	看護 学科	計					
本務教員	144	0	16	24	40	44	11	19	20	10
非常勤教員	67	0	19	15	34	8	3	6	10	6
本務職員	35	1	10	9	19	5	2	3	3	2
兼務職員	14	3	0	1	1	3	2	3	2	0
合 計	260	4	45	49	94	60	18	31	35	18
本務教員一人当りの 学生等数(人)			5.63	10.71		8.71		13.11	17.40	3.90
本務教員に対する非常勤教 員の割合(%)			118.8	62.5		20.0		31.6	50.0	60.0

②教員及び職員数(令和3年5月1日参考)

学校名	法人合計	法人部門	大阪信愛学院 短期大学			大阪信愛 学院 高等学校	大阪信愛 学院 中学校	大阪信愛 学院 小学校	大阪信愛 学院 幼稚園	大阪信愛 学院 保育園
			子ども教育 学科	看護 学科	計					
本務教員	147	0	15	28	43	41	11	19	22	11
非常勤教員	64	0	22	10	32	8	2	6	11	5
本務職員	35	1	9	9	18	5	2	4	3	2
兼務職員	16	2	2	3	5	4	1	3	1	0
合 計	262	3	48	50	98	58	16	32	37	18
本務教員一人当りの 学生等数(人)			4.67	8.96		8.56		14.79	15.91	4.09
本務教員に対する非常勤教 員の割合(%)			146.7	35.7		19.2		31.6	50.0	45.5

※平成31年度全国平均

本務教員一人当りの 学生等数(人)			13.5	10.7		15.7	15.5	14.7	13.1	-
本務教員に対する非常勤教 員の割合(%)			174.8	156.9		49.2	29.6	25.7	41.9	-

③役員概要(令和3年3月31日現在)

種 別	定 数	実 数	内、常勤	内、非常勤	任 期
理事	9 名	8 名	5 名	3 名	3年
監事	2 名	2 名	1 名	1 名	3年
評議員	19 名	18 名	—	—	3年

理事・監事	職 名	氏 名	常勤・非常勤	就任年月日	再任年月日	兼 職 名
理事	理事長	岩熊 美奈子	常勤	平成23年4月1日	令和2年11月18日	小学校校長
理事		小林 純子	非常勤	令和2年11月18日		修道会日本管区長推薦者
理事		酒井 俊弘	非常勤	令和2年11月18日		カトリック大阪大司教区補佐司教
理事		高井 明德	常勤	平成31年4月1日		短期大学学長
理事		柿山 節子	常勤	平成28年7月1日	令和2年11月18日	中学校・高等学校校長
理事		畑中 光昭	非常勤	平成28年7月1日	令和2年11月18日	人権擁護委員、保護司
理事		椎山 雄一	常勤	平成29年11月18日	令和2年11月18日	高等学校特別職・講師
理事		吉中 誠	常勤	令和2年11月18日		法人事務局長
理事		(欠員)				
監事		田中 初野	常勤	令和2年4月1日	令和2年11月18日	更生保護女性会理事
監事		大西 雅也	非常勤	令和3年1月18日		公認会計士、税理士

3. 財務の概要（経年比較）

－事業活動収支計算書より－

	令和2年度	平成31年度	増減額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
学生生徒等納付金	1,032	1,042	△ 10
補助金	618	599	19
寄付金	128	66	62
資産売却差額	0	0	0
その他	191	490	△ 299
事業活動収入合計	1,969	2,197	△ 228
人件費	1,303	1,352	△ 49
教育研究経費	491	490	1
管理経費	202	205	△ 3
その他	4	5	△ 1
事業活動支出合計	2,000	2,052	△ 52
事業活動収入合計－事業活動支出合計 (収支差額)	△ 31	145	△ 176

4. 学校法人会計の特徴と企業会計との違いについて（参考）

◎ 学校法人会計と企業会計の違いについて

学校法人会計と企業会計どちらも会計取引は発生取引により認識され、資産、負債、収入、支出の額が算定され、複式簿記の方法で仕訳されます。更に、帳簿に記帳され、試算表が作成され、所要の手続きを経て決算書が作成されます。しかし、この両者にはいくつかの点で明らかな違いがあります。まず、両者の違いとして会計の目的が異なります。企業会計の目的が、会計によって収益と費用を正しくとらえて営業年度の正しい損益を計算し、併せて企業の財政状態、すなわち資産、負債及び資本の状態を知り、より収益力を高め財政的安全性を高めること、及び事業活動の成果と財政状態を利害関係者に開示するところにあります。一方、学校法人の会計は、その収入の多くが学生生徒からの納付金や国や地方公共団体などからの補助金で構成されている極めて公共性の高い公益法人であるので、企業のように収益の獲得が目的ではなく、収支の均衡の状況と財政の状態を正しくとらえて、法人の永続的發展に役立てること、及び、学校経営における教育研究活動の健全性の程度を財務面から測定し開示するところにあります。

◎ 両会計の財務諸表の比較

● 学校法人会計における財務諸表

1. 資金収支計算書・・・当該会計年度におこなった諸活動に対応するすべての収入、及び支出の内容を明らかにし、支払資金（現金及び預貯金）の収入及び支出の顛末を明らかにするものです。
2. 消費収支計算書・・・当該会計年度の消費収入と消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにし、学校法人の経営状況を表すものです。
3. 貸借対照表・・・・・・決算日（年度末）における資産、負債、基本金および収支差額を明らかにし、学校法人の財政状態を表すものです。

● 企業会計における財務諸表

1. 損益計算書・・・・・・獲得した収益とそのために費やした費用を対比して、実現した利益を表します。
2. 貸借対照表・・・・・・ある時点（決算日）において、保有する資産と、負担している負債、そして、その差額としての資本を一覧表示した報告書をいいます。
3. キャッシュフロー計算書（上場企業）

◎ 資金収支計算書とキャッシュフロー計算書

学校法人会計における資金収支計算書は企業会計におけるキャッシュフロー計算書に相当すると言われています。資金収支計算書の特徴は、収入と支出をすべて現金預金で行われたとみなして表示し、計算書の末尾に実際は現金預金の収支でない期末未収入金、前期前受金、期末未払金など資金収支調整勘定を差し引き調整して、期末現金預金残高を次年度繰越資金として表示するところにあります。キャッシュフロー計算書は、期中の実際の資金の収支を表示して期末資金残高を表示します。この場合の資金とは現金と現金同等物とされ、学校法人の資金である現金及び預金より範囲が若干広くなります。

◎ 消費収支計算書と損益計算書

消費収支計算書は計算技術的には企業会計の損益計算書に似ていますが、

この二つの計算書の本質的な違いを示すのが基本金組入の概念です。

学校の持続的経営のために取得された固定資産を「保持すべき資産」として収入の合計である帰属収入から控除し、消費収入とした上で、消費支出との差額の当年度消費収入超過額、支出超過額を計算します。

これは企業会計と学校法人会計との目的の違いに由来しますが、企業会計の損益の概念とは異なるものです。

なお、消費収支計算書は貸借対照表の翌年度繰越消費収入超過額または翌年度繰越消費支出超過額の計算内訳になる計算書ですが、これは企業会計の損益計算書が貸借対照表の資本の部の当期利益の内訳計算書であるのと同じです。

◎ 貸借対照表

学校法人会計と企業会計との貸借対照表の違いとして、次の2点が挙げられます。

①配列方法の違い

(学校法人会計)固定資産から配列される「固定性配列法」を採用

(企業会計)流動資産から配列される「流動性配列法」を採用

②資産と負債の差額表示部分の違い

(学校法人会計)「資産-負債＝正味財産」で資本という概念はない。

※正味財産:基本金と翌年度繰越消費収入超過額または翌年度繰越消費支出超過額

基本金+翌年度繰越消費収入超過額＝正味財産

基本金-翌年度繰越消費支出超過額＝正味財産

(企業会計)「資産-負債＝純資産」で純資産を資本という。

※資本:主として株主から調達された資本と営業活動から得られた利益の累積額である。利益剰余金等からなる。

5. 学校法人会計における勘定科目について（参考）

◎【資金収支計算書・活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書】

<収入の部>

学生生徒等納付金収入	授業料・入学金・施設設備資金等。入学・在学することを条件に納付するもので、教育サービスの対価として徴収される。
手数料収入	入学検定料・証明手数料等。学校が用役を提供した対価として徴収するもの。
寄付金収入	学校法人が寄付金として受け取ったもの。 ・特別寄付金は用途が指定されたものを指す。・一般寄付金は用途の指定がないものを指す。
補助金収入	国、地方公共団体及びこれに準ずる団体から交付される補助金。
付随事業・収益事業収入	学校法人の付随事業(売店、放課後講習等)による収入。
受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産の運用により得られた収入や、預金等の利息による収入。
雑収入	学校施設・教室貸出の使用料、退職金財団からの交付金等、上記以外の収入。

:事業活動収支計算書では、科目名に「収入」が付かない。:事業活動収支計算書では、「付随事業収入」となる。

<支出の部>

人件費支出	教職員への本俸、期末手当、私学共済掛金、雇用保険等。教員・職員に区分して計上する。
教育研究用経費支出	教育・研究活動のために支出する経費。消耗品費、光熱水費、奨学費、旅費交通費等。
管理経費支出	総務・財務等の管理業務、学生募集に関わる業務、食堂運営等、教育研究活動以外の経費。
借入金等利息支出	借入金に対する利息分の支出。

*:事業活動収支計算書では、科目名に「支出」が付かない。

◎【資金収支計算書に特有の勘定科目】

<収入の部>

資産売却収入	学校法人の所有している固定資産(土地や施設等)を売却した際に発生する収入。
借入金等収入	学校法人が外部資金を借り入れた際の収入。返済期限が1年以上のもの(翌年度の決算日以降に到来するもの)を長期借入金収入という。
前受金収入	翌年度入学生の学生生徒納付金を前年度に収納する際に前受金として取り扱う。
その他の収入	上記以外の収入で、基本金取崩し、当年度に入金された前年度の未収入金、預り金、仮払金等。
資金収入調整勘定	期末未収入金及び前期末前払金。・期末未収入金は、本来当年度中に入金すべきものが翌年度に入金されるもの。・前期末前受金は、前年度以前に入金されたもののうち、当年度分。
前年度繰越支払資金	前年度末の現預金残高と一致し、当該年度に繰り越された支払資金。

<支出の部>

借入金等返済支出	借入金に対する元本部分の返済の支出。
施設関係支出	建物等の固定資産を取得するための支出。
設備関係支出	教育研究用・管理用機器備品、図書、車両等を取得するための支出。
資産運用支出	資産の運用を目的とした金融資産を取得するための支出。
その他の支出	上記以外の支出。仮払金、立替金、預り金等の支出。貸付金支払支出は、貸付金のための支出。前期末未払金支払支出は、前期中に支払されなかった前期分の費用を当年度に支払ったもの。
資金支出調整勘定	期末未払金及び前期末前払金・期末未払金は、当年度の諸活動に係る支出のうち、支払が翌年度に行うもの。・前期末前払金は、前年度以前に支払われた当該年度分の支出。
翌年度繰越支払資金	当該年度末の現預金残高と一致し、翌年度に繰り越される支払資金。

◎【事業活動収支計算書に特有の勘定科目】

現物寄付	機器備品や図書等、金銭以外の現物を受け入れる寄付を指す。
資産処分差額	施設や車両を売却した際、資産の帳簿価格よりも低い金額で売却した場合に差額を計上する。
徴収不能額	学生生徒納付金等、当該年度中に入金されないものについては当該年度中に未収入金としておくが、翌年度になっても入金が見込まれない場合に徴収不能額として処理する。
退職給与引当金繰入額	教職員の退職金の支払いに備え、一定の計算方法により費用として計上しておくもの。
減価償却額	時の経過により、その価値が減少していくものとして、その減少額を計上するもの。償却方法は定額法による。
基本金組入額・取崩額	基本金とは、学校法人が教育活動の水準の維持向上のために継続的に保持する資産のこと。組入額:取得した資産の額取崩額:除却等により減少した資産の額
翌年度繰越収支差額	「当年度収支差額」+「前年度繰越収支差額」+「基本金取崩額」の金額。